

〈ナント〉の

遺産整理業務



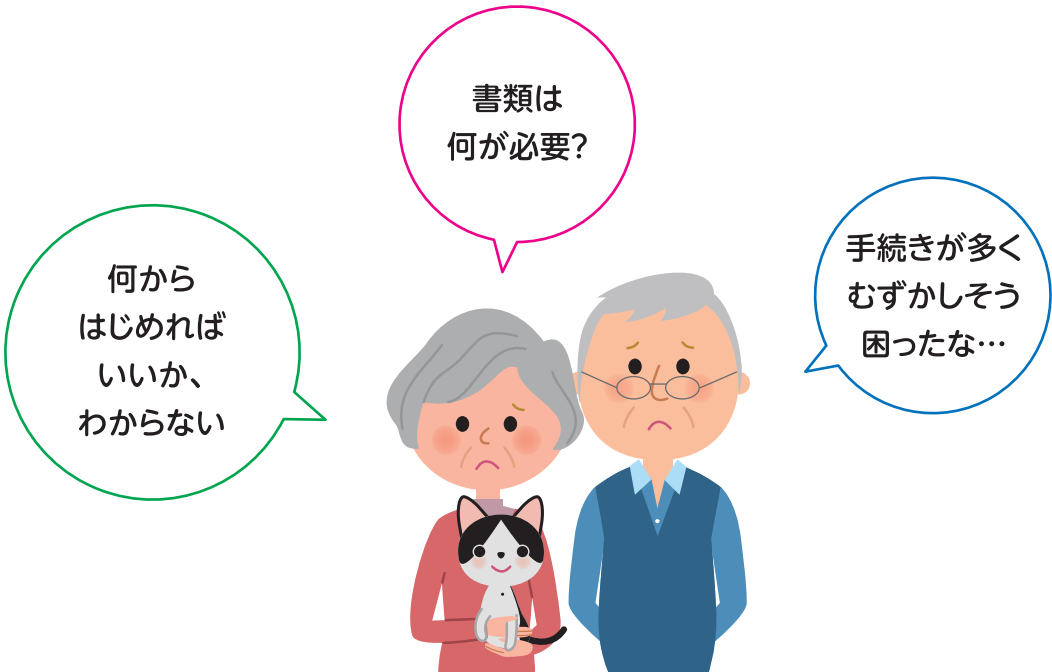
- 相続は、ある日突然はじまり、ご遺族のご心情や状況等に関わらず、多くの手続きが必要となります。そして、時にはすぐに解決できない複雑な問題が生じることもあります。
- とくに被相続人および相続人全員の戸籍謄本や住民票等の請求手続き、各金融機関等への残高証明書発行手続き、遺産の分割協議や名義変更手続き、相続税の申告と納付等の一連の手続きは、何かと時間と負担がかかるものです。
- 〈ナント〉の遺産整理業務は、これらの相続にともなう面倒な手続きを、専門家としての立場からお手伝いする業務です。適切なアドバイスにより、相続手続きを円滑に進めるためのお手伝いをさせていただきます。

下記の場合には「遺産整理業務」をお引き受けできない場合があります。ご注意ください。

- 相続人の間で紛争またはそれに類似した状況が生じている場合
- 相続人のなかで生死不明または行方不明の方がいらっしゃる場合
- 相続人全員での遺産整理業務委任に関する合意形成が困難または遺産分割協議の成立が見込めない場合
- 相続税の申告期限までに時間的な余裕がない場合
- その他、円滑な遺産整理業務の遂行に支障をきたす可能性がある場合

- ご相談内容について、秘密は厳守いたします。お気軽に、南都銀行の窓口でご相談ください。

相続の手続きは複雑で、必要書類の準備も大変です。



相続にともなう手続きの例

- | | | |
|----------------|-------------------|-------------------|
| ●国民年金切り替えなど | ●戸籍(除籍)謄本の取り寄せ | ●不動産の所有権移転登記 |
| ●社会保険などへ埋葬料の請求 | ●遺産や債務の調査・確定 | ●預金・株式などの名義変更等 |
| ●健康保険の切り替え | ●遺産の評価・鑑定 | ●所得税の準確定申告(4カ月以内) |
| ●生命保険金交付申請 | ●相続の放棄または限定承認 | ●相続税の申告(10カ月以内) |
| ●遺産・債務の確認 | ●遺産の分割協議と分割協議書の作成 | |
| ●相続人の確認 | | |

相続に必要な書類の例 ※必要書類は場合により異なります。

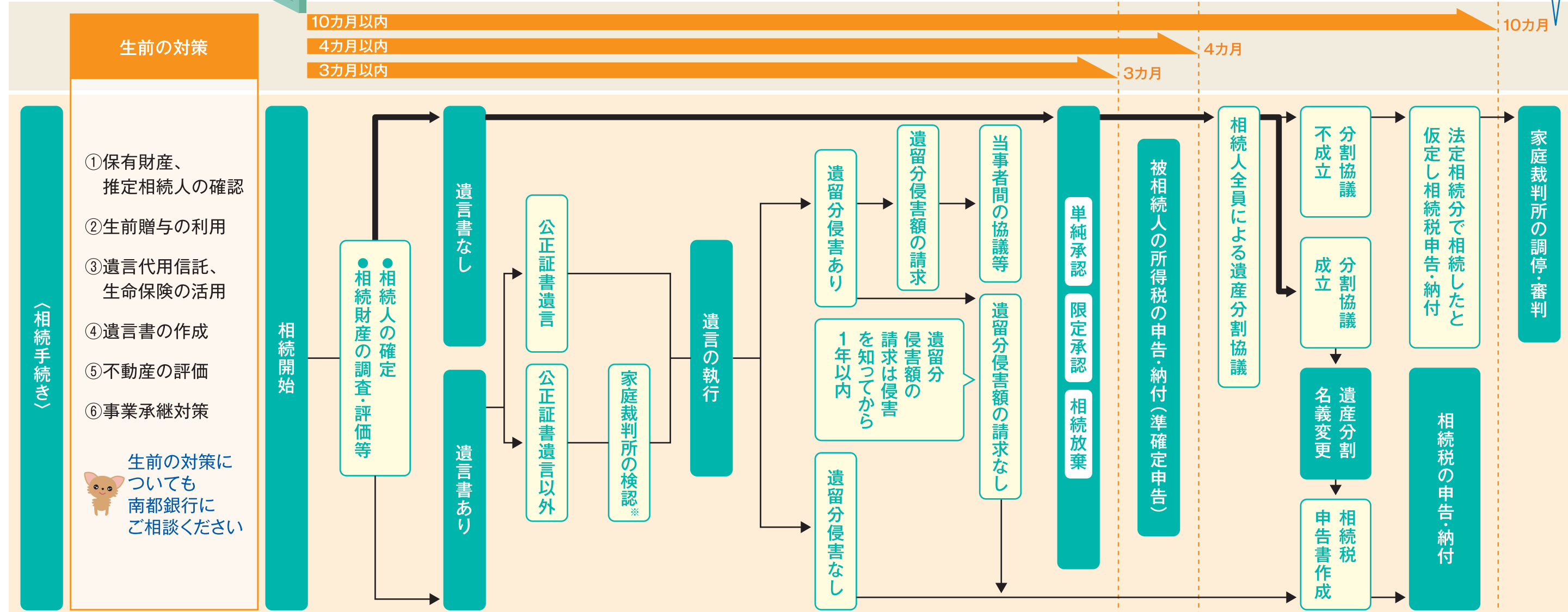
- | | |
|---|------------------|
| ●被相続人の戸籍謄本・全部事項証明書(本籍地の市区町村役場) | ●不動産賃貸借契約書 |
| ●被相続人の改製原戸籍謄本(被相続人の父母等の本籍地の市区町村役場) | ●不動産の図面 |
| ●被相続人の住民票の除票(住所地の市区町村役場・被相続人死亡の記載があるもの) | ●預貯金残高証明書 |
| ●被相続人の戸籍の附票(本籍地の市区町村役場) | ●公社債残高証明書 |
| ●相続人の戸籍謄本・全部事項証明書(本籍地の市区町村役場) | ●株式等の明細書 |
| ●相続人の住民票抄本・印鑑証明書(住所地の市区町村役場) | ●固定資産税納付書・住民税納付書 |
| ●遺産分割協議書 | ●借入金明細書 |
| ●不動産全部事項証明書等(物件所在地の地方法務局または出張所) | ●葬式費用明細書 |
| ●固定資産評価証明書(物件所在地の市区町村役場) | ●生命保険金支払明細書 |
| | ●退職金支払明細 |

相続の流れと手続き

遺言がなく相続税の申告期限までに遺産分割協議が間に合わない場合

- 配偶者の税額軽減が受けられません。
- 小規模宅地等の特例が適用されません。
- 相続税の物納ができません。

※ただし、相続税の申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付して提出し、相続税納付期限3年以内に分割し更正の請求をした場合、「配偶者の税額軽減」「小規模宅地等の特例」を受けられます。



..... 複雑な相続手続きを南都銀行がお手伝いいたします。.....

＜その他手続き＞

役所に死亡届を提出(7日以内)

- 各種契約の名義変更または廃止
- 公共料金等の名義変更
- 火葬埋葬許可申請
- 通夜・葬儀・告別式

初七日法要

- 生命保険・損害保険の手続き
- 香典返し
- 国民年金の切り替え
- 遺族年金の請求
- 未支給年金の請求
- 健康保険の切り替え
- 健康保険証の返却
- 死亡保険金の請求
- 社会保険等へ埋葬料の請求

四十九日法要・納骨

- 相続財産等の調査資料収集
- 相続人の確定

百か日法要

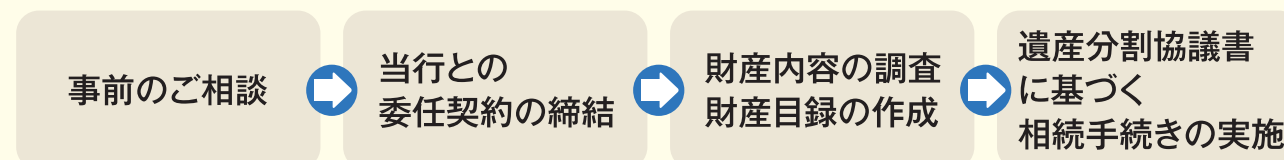
一周忌法要

2025年1月1日現在の情報をもとに作成していますが、当行はその内容の妥当性・正確性について責任を負うものではありません。上記は相続手続きについて一例を示したものです。具体的な手続き等については市区町村役場や税務署等でご確認ください。

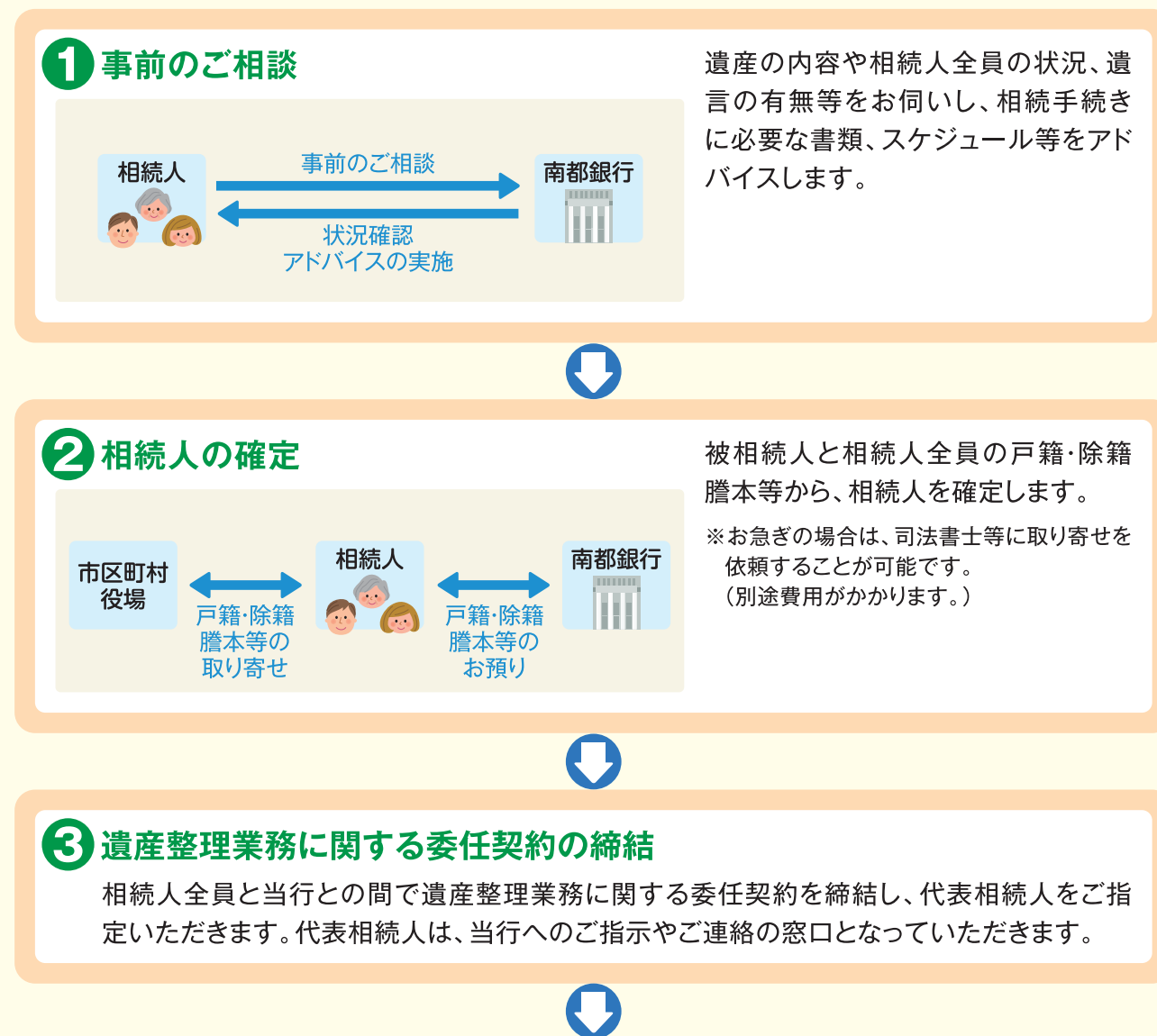
※なお、法務局に遺言書の保管を申請し、遺言書保管所に保管されている遺言書については、検認が不要となります。

〈ナント〉の遺産整理業務の概要・流れ

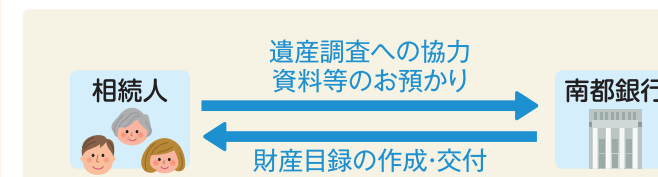
◆「遺産整理業務」の概要



◆「遺産整理業務」の流れ

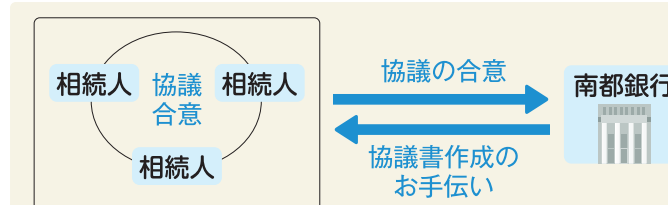


4 遺産の調査・財産目録の作成と交付



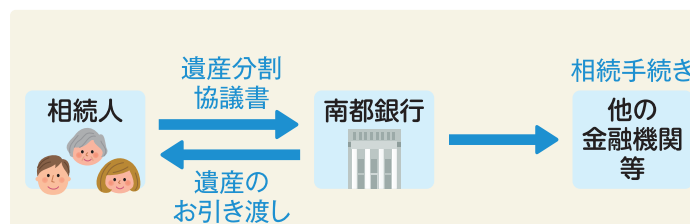
相続人全員にご協力いただき、相続財産・債務を調査し、判明した相続財産について財産目録を作成し交付します。この際、相続人が保管している預金通帳や権利証等の手続きに必要な資料等をお預かりします。

5 遺産分割協議書の作成



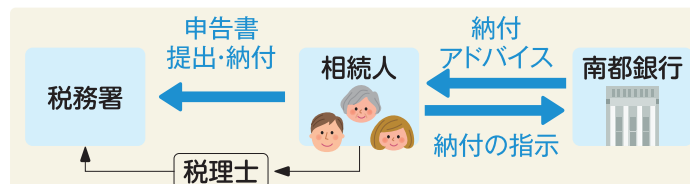
財産目録に基づいて相続人全員で遺産分割協議を行い、全員の合意のもと、遺産分割協議書を作成いただきます。作成にあたっては、記載内容等を含めてアドバイスします。
➡遺産分割の方法や遺産分割協議上の留意点についてはP7を参照

6 遺産分割の実施



遺産分割協議書に基づき、預貯金・有価証券等の名義変更や換金処分等を行い、円滑な遺産分割を行います。
※不動産に関して司法書士に手続きを依頼される場合には、別途費用がかかります。
※健康保険・各種年金の切り替え、生命保険金の請求等は相続人でお手続きいただきます。

7 所得税・相続税の納税資金手当てのアドバイス



相続開始後4カ月以内に所得税の準確定申告・納付、10カ月以内に相続税申告・納付が必要になる場合、納付や納税資金の手当て等についてアドバイスします。
※実際の税務申告については税理士にご相談ください。

8 遺産整理業務完了報告の実施

すべての相続財産の分割と名義変更の手続きが終了した時点で、代表相続人に遺産整理業務完了の報告を行います。

◆遺産分割の留意点について

①遺産分割の方法

方 法	内 容 等
現物分割	●個々の遺産をそのまま分割する方法です。 ●わかりやすく、手続きが簡単なため、一般的な遺産分割の方法です。
代償分割	●特定の遺産を取得した相続人が、他の相続人に対して金銭等を支払う分割方法です。 ●遺産を細分化する必要がありません。 ●金銭等の支払い準備が必要です。
換価分割	●遺産の全部または一部を金銭に換価したうえで分割する方法です。 ●遺産を処分する必要があります。 ●遺産の売却に時間と費用がかかります。

※この他、各相続人の持分を定めて共有する「共有分割」という方法もあります。

②遺産分割協議書の作成

1. 分割対象財産の確定
- ↓
2. 分割対象財産価額の確定
- ↓
3. 生前贈与額（特別受益）や寄与分額の判定

※ 成年後見人等の選任
相続人のなかに意思能力が十分でない方や未成年者がいる場合は、家庭裁判所で成年後見人や特別代理人を選任してもらう必要があります。

③遺産分割の手続き

株式・債券・投資信託・外貨預金等の価格変動をとまなう市場性商品の換金処分については、相続人による個別の売却日・解約日等の指定は承りかねます。

◆相続税について

相続税の申告と納付は、被相続人の死亡日の翌日から10カ月以内に行わなければなりません。相続財産に係る相続税評価額が基礎控除額（3,000万円+600万円×法定相続人の数）を超える場合には、特例制度によって相続税がかからない場合でも、申告の必要があります。

①相続税額の早見表

遺産総額 (基礎控除前)	配偶者あり			配偶者なし		
	子供1人	子供2人	子供3人	子供1人	子供2人	子供3人
5,000	40	10	0	160	80	20
6,000	90	60	30	310	180	120
7,000	160	113	80	480	320	220
8,000	235	175	137	680	470	330
9,000	310	240	200	920	620	480
10,000	385	315	262	1,220	770	630
15,000	920	748	665	2,860	1,840	1,440
20,000	1,670	1,350	1,217	4,860	3,340	2,460
25,000	2,460	1,985	1,800	6,930	4,920	3,960
30,000	3,460	2,860	2,540	9,180	6,920	5,460
40,000	5,460	4,610	4,155	14,000	10,920	8,980
50,000	7,605	6,555	5,962	19,000	15,210	12,980
80,000	14,750	13,120	12,135	34,820	29,500	25,740
100,000	19,750	17,810	16,635	45,820	39,500	35,000

(注) 被相続人の遺産を相続人が法定相続分により相続したものとして算出しています。
(配偶者がいる場合の配偶者の相続分については、「配偶者の税額軽減の特例」を活用しています。)

②特例の活用

相続税の計算において、「小規模宅地等の課税価格の特例」や「配偶者の税額軽減の特例」があります。これらの特例を利用する際には、遺言がなければ原則として相続税の申告期限までに遺産分割協議が成立し、相続税の申告を行うことが必要です。

③相続税の対象となる財産

被相続人が保有していたすべての財産が相続税の対象となります。次の財産についても、相続税法上は、相続財産とみなされます。

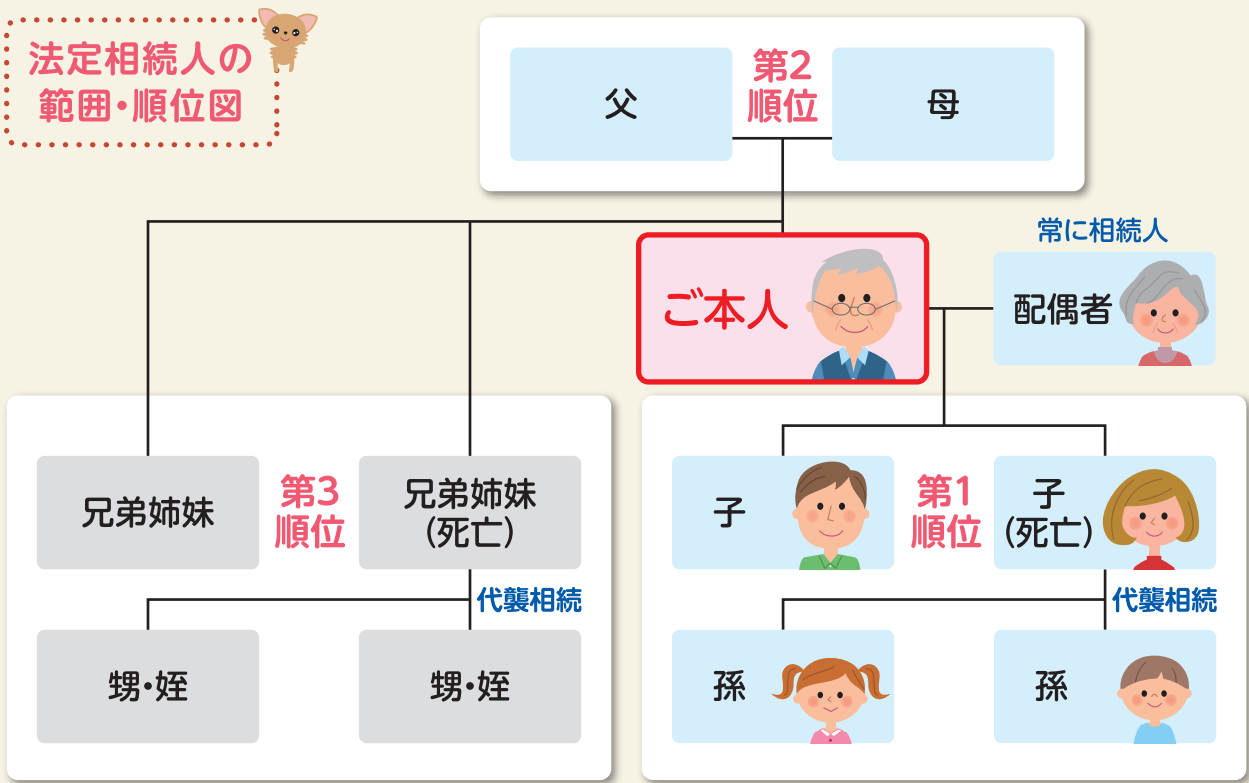
1. 被相続人の退職金や慰労金 (ただし、一定の非課税扱いがあります)
2. 被相続人が保険料を負担した生命保険や年金 (ただし、一定の非課税扱いがあります)
3. 相続開始前7年以内(※1)に相続人・受遺者に贈与された財産(※2) (ただし、配偶者へ贈与された居住用の財産は含みません)
4. 相続時精算課税制度を利用した贈与財産 (ただし、年間110万円の基礎控除分は含みません)

(※1) 2023年12月31日までに受けた贈与については、相続開始前3年以内
(※2) 相続開始前4年から7年までの4年間に贈与された財産のうち総額100万円までは対象外

法定相続人と法定相続分について



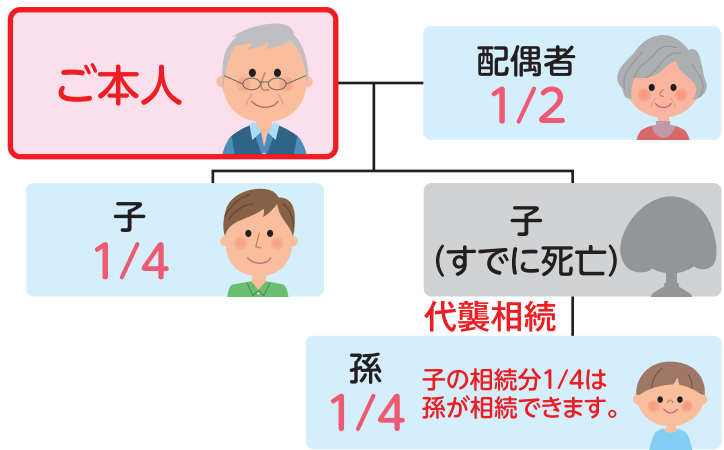
民法では、相続人と相続分について、以下のように定めています。
法定相続割合で遺産を分割する場合であっても、相続人全員の協議によって、「誰に何をどのように配分するのか」を具体的に決める必要があります。



相続人	法定相続分	遺留分
配偶者と子	配偶者 1/2 子 1/2	配偶者 1/4 子 1/4
配偶者と父母	配偶者 2/3 父母 1/3	配偶者 1/3 父母 1/6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4	配偶者 1/2 兄弟姉妹 なし
配偶者のみ	全て	1/2
子のみ	全て	1/2
父母のみ	全て	1/3
兄弟姉妹のみ	全て	なし

※子・直系尊属・兄弟姉妹がそれぞれ複数人いる場合は、相続分を人数で均等に分割します。

代襲相続人



被相続人の子・兄弟姉妹が相続開始以前に死亡している場合には、被相続人の子の子(＝被相続人の孫)、被相続人の兄弟姉妹の子(＝被相続人の甥・姪)が相続人となります。この孫・甥・姪を代襲相続人といいます。代襲相続人の法定相続分は、相続人である親の法定相続分を代襲相続人の人数で割ったものです。

遺留分制度

遺留分とは、民法で定められている一定の相続人が一定の割合で最低限相続できる財産のことをいいます。生前贈与や遺言でこの遺留分が侵害されてもその贈与や遺言は無効になりませんが、侵害された相続人は、侵害した相続人等に対して、遺留分侵害額に相当する金銭の請求をすることができます。遺留分は、配偶者・子・直系尊属にのみ認められており、兄弟姉妹にはありません。

寄与分制度

被相続人の事業への労務提供や介護等、被相続人の財産の維持や増加に特別に寄与した相続人は、寄与相当分を遺産より取得することができる制度です。相続人以外には認められていません。

特別の寄与

相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭の請求ができます。

特別受益分

被相続人から、婚姻・養子縁組のため、もしくは生計の資本としての生前贈与等、特別な利益を受けた相続人がある場合は、相続人の間で公平を図るため、その利益分を相続財産に加えて遺産分割を行う制度です。

【遺産整理業務手数料について】

遺産整理業務終了時	遺産整理業務手数料	当行が定める相続財産評価額に対して
		下段のA、Bの区分に応じた料率を乗じて算出される金額の合計額とします
		A. 当行にて契約中の預金、信託商品等の金銭債権および当行で募集・販売・仲介した、投資信託・国債・保険商品・金融商品等 ならびに南都まほろば証券と預託契約等を締結している有価証券、その他の預託財産（消極財産を含みません）に対して ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0.30%（税込み 0.33%）
		B. 上記A. 以外の財産に対して 5,000 万円以下の部分・・・・・・・・・・・・・・・・ 1.80%（税込み 1.98%） 5,000 万円超 1 億円以下の部分・・・・・・・・ 1.50%（税込み 1.65%） 1 億円超 2 億円以下の部分・・・・・・・・ 1.00%（税込み 1.10%） 2 億円超 3 億円以下の部分・・・・・・・・ 0.80%（税込み 0.88%） 3 億円超 5 億円以下の部分・・・・・・・・ 0.60%（税込み 0.66%） 5 億円超 10 億円以下の部分・・・・・・・・ 0.40%（税込み 0.44%） 10 億円超の部分・・・・・・・・ 0.30%（税込み 0.33%）
		ただし、最低手数料は 1,000,000 円（税込み 1,100,000 円）といたします

遺産整理業務手数料の計算例	
相続財産評価額が 1 億 5,000 万円の場合 （うち、当行とのご契約商品残高が 5,000 万円）	
A : 5,000 万円 × 0.33% =	165,000 円
B : 5,000 万円 × 1.98% =	990,000 円
5,000 万円 × 1.65% =	825,000 円
合計（税込み）	1,980,000 円

【指定紛争解決機関（金融ADR制度）について】

当行の契約する 指定紛争解決機関 （金融ADR制度）	一般社団法人全国銀行協会または一般社団法人信託協会をご利用いただけます。（当業務に関し信託協会では時効中断効はありません。） ・一般社団法人全国銀行協会 連 絡 先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570－017－109 03－5252－3772 ・一般社団法人信託協会 連 絡 先：信託相談所 電話番号：0120－817335 03－6206－3988
----------------------------------	---

南都銀行の「遺産整理業務」は
世代を超えてご家族に
あんしんをお届けします。



〈ご留意事項〉

本資料は2025年1月1日現在の法令・税制に基づき作成しています。
実際の法務・税務の取扱い等については、弁護士・税理士にご相談ください。